

会
議
用

「大学院および学位制度の改善に
ついて(中間報告)」に対する見解

昭和48年10月

国立大学協会
第 1 常 置 委 員 会

目 次

まえがき	1
総 説	3
I 構 成	6
1. 課程の種類	6
2. 博士課程	6
3. 修士課程	10
II 組織、編成	12
1. 研究科、専攻	12
2. 学生定員	12
3. 学部、附置研究所等との関係	13
4. 独立大学院	14
III 教員組織	14
IV 管理運営組織	14
V 施設設備	16
VI 学位制度	16
1. 学位の種類および意義	16
2. 学位授与の要件等	17
3. 博士・修士の種類	18
4. 学位授与報告手続き等の簡素化	19
付記 学生の処遇等	19

「大学院および学位制度の改善について (中間報告)」に対する見解

ま え が き

さる昭和48年4月14日、大学院設置審議会大学基準分科会は、「大学院および学位制度の改善について」(中間報告)(以下「報告」という。)を公表したが、国大協第一常置委員会はこれについての国立大学側の見解をまとめ、ここに意見を述べることにした。

昭和28年に新制度による大学院が発足して以来、大学院に関する的確な設置基準等が設けられないまま、大学院が運用され、すでに数万人に及ぶ大学院修了者を世に送ったが、今日内外の教育諸情勢が急速に変化しつつあることを考慮して、ここに大学院に関する諸制度を根本的に検討しようとするに及んだことは遅きに失したとはいえ、時宜をえたことと思われる。

われわれはこの「報告」を慎重に検討し、ここに表明された大学院の性格、目的、組織等の具体的指向性を思索し、われわれの見解をまとめた。

本「報告」は『現在の制度を前提としつつ、従来とかく固定的に運用されてきた大学院制度全般について(中略)制度の弾力化を図り、各大学が大学院を運営するに当って、創意工夫がじゅうぶん発揮できるような制度を確立する』(『 』は「報告」中の表現)ことを目的としているが、一言にしていえば、「報告」は大学院に関するイメージを述べるに止まり、その財政的・人事面等の具体策については触れられていないところに、われわれの見解もまた定性的な意見表明に止まらざるをえない理由がある。

まずはじめに、「報告」全般および「報告」の実施に至る手続きについて、

われわれの見解を示し、つぎに「報告」の各項目について意見を述べることに
する。

総 説

われわれは「報告」の目的とするところは一応理解したが、大学院制度の確立にあたっては、各大学・各学問分野の実状を充分把握してこれを検討する必要があると考える。すなわち、大学院の場合にはとくに一部の大学や一部の学問分野において可とされる制度であっても、他の大学・他の学問分野においては支障をもたらすものは制度として不適當である。

「報告」を通読して第一に感ずることは、制度の弾力化をはかるあまり、大学院および学位の水準低下をきたす危惧の念をいただくことである。

教育・研究の内容、学位の審査は各大学の各研究科に委ねられるものであるから、水準の保持は各大学の自主的な判断による適切な運営に期待すべきものであることは当然であるが、制度としては、それに見合う基準とある程度の運用上の規制が必要であると思われる。しかるに、「報告」では基準の程度については、極めて簡単な総括的表現に止まるためか、意図するところが不明確なところが各所に存在し、具体的な裏づけが示されていないことと相まって、充分理解できない部分を残している。

例えば、「報告」によれば、博士の学位は「課程博士」を原則としているのに、その前期部分ではスクーリングによる“単位制”を採用し、後期部分は単位の取得を必要としないので論文作成期間という性格のものに改めているように見受けられ、見方によっては、博士課程に“課程制”と“論文制”とが共存していることになり、さらにこれとは別に論文博士の道も開かれている。

修士課程については、目的・性格を三通りに定め、修業年限に1年制をも認め、論文を課さなくてもよいとするなど、大学院というよりは学部の延長の性格を強めているという印象をうける。これは運用の面からみると、大学院修士課程の充実とはむしろ相反する方向へ進むおそれがあると考えられる。

以上の大学院博士課程、学位制度、修士課程に対する基本的な考え方が十分な検討を経ていないためか、その趣旨に一貫性を欠いたり、不明瞭なところがあったりして、「報告」全般についても理解しがたい点が生じていると思われる。したがって、これらの“あいまいさ”を取除き、大学院の充実を計りつつ、各大学が自主的にそれぞれの特色を発揮できるように大学院の設置基準を設定し、基準に見合う運営が可能になる人員、経費、施設等についても検討する必要があると考える。

われわれは、「報告」の趣旨には従いつつも、大学院を下記のように性格づけ、その制度を以下のように明確化することを提案する。

1. “大学院”は博士課程にあつては研究者養成が主眼であり、修業年限を5年とし、単位を課する課程制を採る。修士課程にあつては、研究能力の涵養を主眼とし、修業年限を2年とする。
2. これとは別に大学院の課程を修了しなくても、同等以上の学力があると認定された場合には学位論文を提出することができるものとする（論文博士）。
3. “学術博士”の制定については、まず現行の学位制度の根本的検討と改訂が必要であると考ええる。
4. すべての大学は原則的に、博士課程までをおくことを前提とする。その際共同利用研究所、“連合大学院”等の活用を考える。

これらの条項については昭和42年6月に発表した“「大学院設置基準」をめぐる所見—国立大学協会長談話”に詳しく述べられており、現在も尚これが各国立大学の意向の基盤となっていると考えられるからである。

本「報告」にもとづき本年度中に設置基準の具体化が行なわれると聞いているが、その際、われわれはつぎの諸点を充分考慮されるよう予め指摘しておきたい。

1. 「報告」では条項に対してそれぞれ“説明”が附言されているが、現状では説明がなければ条文が理解できなかつたり、むしろ説明が条文となっているものが多いので、最終報告において、条文化されたとき「報告」における説明の内容がとり除かれることのないようにすること。
2. 「報告」をうけて大学院における各種の設置基準が制定されるであろうが、われわれはこれらの基準の内容に深い関心をもっている。従来、たとえば教育研究費の決定にあたり、その査定基準はわれわれに示されることなく施行されてきた。われわれは設置基準にかかわる各項目についてその最終決定前に“中間的試案”が提示され、広くわれわれの意見を徴する機会が与えられるよう要望するものである。
3. 現在、国立大学は大学院の存否に関係なく設備、人員、研究費等のすべてについて困窮している状況にある。われわれはこれまで再三にわたりこの実情を改善するよう要望してきたが、これまで抜本的な改善策は提示されていない。教育費に対する国家の財政負担率は欧米諸国に比して数分の1であることは周知のとおりであり、われわれはわが国の教育費支出がまず欧米諸国の水準になることを要望しているにすぎない。

大学院に関する設置基準が制定されるにあたり、教育費に対する従来の算定基準にとらわれることなく、現状の長所を生かし、欠陥を是正する建設的な見地から大学および大学院を検討し、国家百年の計を立てられるよう強く要望する。

I 構 成

1. 課程の種類

『これまで通り博士課程、修士課程とする』ことに特別の異議はない。

2. 博士課程

(1) 目的・性格

『研究者養成を主眼とする』とし、その説明として『自立して研究活動を行ないうる高度の研究能力を有する者』と規定しているが、現在のそれは「独創的研究による新しい知見」すなわち業績を必要とし、「研究指導能力」を明確に求めているのであるから、明らかに博士課程の概念の大幅なる変革である。

すなわち、「報告」では業績主義を廃し、自立して研究活動を行ない得る能力をもつことを博士の学位取得の要件としているものと解される。これは、博士の学位が榮譽的なものでないことを明確にすると同時に、“課程博士”を原則とすることを示したものと思われ、この趣旨については一応了解できる。しかしながら、専門分野によっては、これとは別の榮譽的称号としての学位を制定することを考慮せざるをえないであろう。

われわれはいずれにせよかりに「報告」のいうように博士課程の性格を定めたとしてもそこに学問的水準低下があつてはならないと考える。教育およびその成果の評価はやはり人間によって行なわれるものであり、低きに流れないように何らかの歯止めをおく必要があるだろう。すなわち、“研究者の養成”とはどんな研究者をさすのか、“研究能力”を何によって評価するかを考えると、一定の就学期間で一定の業績を出し、それを発表することをおる程度具体的に規定しておく必要があると思われる。

博士課程の履修方法は、その後期部分では単位取得の項が削除されていて論文作成期間という性格に変更されているが、運用の面までを含めて考えると、後述するような疑義が生じるので、この趣旨には賛意を表しがたい。

われわれは、先にも述べたように博士課程の目的・性格からみて、スクーリングを伴う“課程博士”を原則とし、全課程に単位を課する（論文博士については「報告」のように別途に定める）ことを提案するものである。ここにいう“単位”は、スクーリングの評価を示す目安の意味であって、現行の単位と異質のものでも差支えない。なお、単位の内容の設定は各大学の研究科・専攻等が行なうことが予想されるが、現行の博士課程運営の経験に照して将来の博士課程の運営を考えるならば、類似の専攻領域間で、単位の互換制に支障をきたすような顕著な差異の生ずるおそれはないと思われる。

(2) 修業年限

『標準5年とし、これを固定化せず最短在学年限を3年、最長在学年限を各大学院の定めるところとする』ことは一応可能性として考えられないこともない。

しかしながらこのような流動的修業年限の判定を具体的施策を仮想して検討するとつぎのような疑問が生ずる。たとえば、学生の中には学部修了後大学院の3年間で優秀な業績を挙げるものもあると思われるが、この規定を設けるとき例外的なものを基準と認めて修業年限の短縮を安易に適用し、博士の水準低下を生ずるおそれがある。また修業年限を「報告」のように定めると、博士課程の学生経費の算定の基準をどのように定めるかという実際上の運用での疑問を生ずるおそれもある。

われわれは修業年限以内で学位論文が完成できるような優秀な学生に対しては、「報告」にある『論文博士』の条項を適用すればよいと考え、修業年限3年の項を削除することを提案したい。

以上述べたことから、われわれは修業年限についてつぎのように規定することを提案する。“大学院の最短在学年限は博士課程にあっては5年とし、修士課程を経た者の博士課程の最短在学年限は3年とする。ただし医学または歯学の研究科、または特別な専門分野に対しては、その特殊性に応じてこれを変更することもできるものとし、これとは別に博士課程を修めなくても研究能力および学力が同等以上であると認定された者に対しても学位(論文博士)を授与できるものとする”。

なおその年限について説明の中に『研究科または専攻ごとに修業年限を4年、6年など5年以外の年限とすることを認める趣旨でない』とあるが、修業年限の判定が大学毎に定められることのないよう明確に規定しておく必要がある。すなわち、かりに同じ専攻でA大学の修業年限は3年、B大学のそれは6年と認定されたとすれば、これはA、B大学の格差を指定したことになるからである。

(3) 履修方法

- ① 所定単位数を従来の50単位から30単位に変更し、それを前期段階で履修するようになっているが、スクーリングの意味づけが弱められること、学生経費算定基準の変更が余儀なくされること等を考慮すれば博士課程の後期部分においても従来通り単位数を規定すべきものとする。

すなわち、専攻分野については、指導教官を中心とするセミナーや実験研究等は当然行なわれるであろうし、指導教官の指示によって関

連分野や境界領域の知識を修得することも研究の推進に益するところがあり、単位互換制度を活用して他大学の講義を取得する必要もおこるであろう。これら博士課程後期部分の学生の研究活動を考えると、単位の性格に幅を持たせて運用する限りにおいて、単位の修得を義務づけることによっておこる障害は排除しうると考えられる。

また大学院学生経費を考えると、このためにも博士課程後期部分をも単位制にすることが望ましい。われわれはかねてから大学院学生経費を学生研究費という性格に改め、その増額を主張しているが、博士課程の在学年限が3年でもよく、後期部分は論文作成期間とし登学の必要もないことを前提とする制度のもとでは、経費積算の基準をどこに置くのか了解しがたい。すなわち、「報告」のように後期部分に単位を義務づける必要がないとする趣旨は認めることができるとしても、経費積算の基準になるべき弾力的修業年限・単位制の削除という“あいまいさ”は、低きに流れることの歯止めになるどころか、これを助長する結果になることに大きな危惧の念をもつものである。

- ② 博士課程の前期修了後、後期部分への進学は改めて選抜するか、一貫教育にするかは各大学院の判断に任せているが、後述するようにこれは積み上げ方式のみを考慮すれば問題ではないが、同時に多くの大学が博士課程をもたない現状を考慮すれば博士課程をもつ大学は他大学の修士課程修了者にも門戸を開く、いわゆる“オープン制”をとることを名実ともに制度化しておく必要がある。
- ③ 博士課程に在学する学生が他の大学院または研究所に学ぶ道を作ったことは非常によい。

ここで“他の大学院または研究所”は博士課程をもつ同格の

institute を指すものと考えられるが“他の独立の研究機関”の意味、内容が不明である。学生の教育は単に研究指導のみでこと足りるものではなく、教育上の種々の責任が存在する。したがって学生の身分についての再検討が必要であると同時に“他の独立機関”の定義、内容を明確にしておく必要がある。

この制度をより一層有効にするためには学生の勉学の便宜を計るほか、教官側の人事交流についても法律的な基礎を示しておく必要があろう。すなわち、現状において大学院をもたない大学に、ある特定分野について優れた業績をもつ研究指導者が所属している場合があり、大学院の質的向上のためにこのような研究者を大学院担当者として活用する道が開かれていることが望ましい。そのような場合の行政的措置として、特定の研究者に博士課程をもつ大学の併任教官とする道を作ること、学位審査権を与えること等を、法律的に明示しておくことが考えられる。これらの措置が、総合されてはじめて大学院の活動を真に多角的にし、大学院が新分野の開拓の基盤として機能することが期待されよう。

3. 修士課程

修士課程については多くの議論がある。本「報告」においては、修士課程の目的・性格、修業年限、博士課程との関連が述べられているが、学部との関連において修士課程が論ぜられていないため、多くの疑念が生じているものと思われる。

(1) 目的・性格

修士課程の目的は④研究能力の涵養⑤高度の専門職業教育⑥社会人に対する高度の教育など多様性をもたせる、とあり、専門分野毎の社会の

要請の多様化に即応する意図であると思われる。

しかし上述の定義は「研究能力の涵養を主眼とする」とまず述べるべきであると考ええる。一般に大学の教育において、それが学部であろうと大学院であろうとすべて研究が基盤となっていることが前提である。しかるに「報告」における記述によれば、①②③が並記されており、②③には研究能力が不必要であるかのようにみえる。現在の大学において職業教育や社会人教育はある程度行なわれており、大学のもつ社会的役割として重要なものであることはいうまでもない。しかしそれが大学で行なわれるかぎり、職業に関する知識や技術を習得するだけでなく、それらの職業や技術を意識した多様な学問領域の研究を土台にするものでなければならない。修士課程の目的の一つとして考える場合にも、この点に変わりはないのである。したがって、われわれは、大学の教育はすべて研究が基盤となっていることを強調し、修士課程の目的・性格をつぎのように定義づけるよう提案する。

“ 修士課程は、学部における一般的ならびに専門的教養の上に広い視野に立って、専攻分野を研究し、精深な学識と研究能力を養い、かつ、これらにもとづく高度の応用的能力を展開させるものとする”。

(2) 修業年限

『 1 年の課程を設けることができる 』とあるが、何れの場合をこれに適用するかは非常に難しく、またかかる中途半端な制度は修士課程が単なる学部延長ともうけとられ、大学院の権威を失墜させるものであると考えるのでこの条項は削除されることを要望する。また別の理由として現在の「専攻科」が 1 年の修士課程の設置により、何らの財政的・人事的考慮なしに修士課程と読み直されることを危惧する向きもあることを

附言する。

(3) 履修方法

『（学位論文を課さないことができる）』とある点を除けば異議はない。すなわち『学位論文を課さないことができる』ことが原則となった場合には大学院の質の低下につながるおそれがありこれを削除したい。この条項によれば修士課程は、学部延長であると断定され大学院の質の低下を意味することになるからである。

Ⅱ 組織、編成

1. 研究科、専攻

「報告」では『大学院には、教育、研究指導の目的、内容に応じ、適当な分野について研究科を置く。』とし、また『研究科には、数個の専攻を置くことを常例とする。』としているが、これは従来と同程度であって異議はない。またその説明文中で『大学院段階の教育を行なうにふさわしい幅の広さを持ちさえすれば1個の専攻のみでも置き得る』としている点は、弾力的で妥当なものと考える。

2. 学生定員

「報告」では『学生定員は、教員組織、施設設備その他を総合的に考慮して定める。』とし、その算出基準として『教育、研究指導をじゅうぶんに行ないうる』ものであることを説明文中で述べているが、いささか抽象的で適切とはいえない。

今回の審議の基盤である大学院教育の重要性を充分認識するならば学生定員を教員組織のみならず、職員組織とも切り離して考えることは困難であり、また大学院学生の研究経費も従来のように学部学生経費と同様な考

え方で取扱うのは適当でない。大学院の研究指導が個人間で行なわれること、あるいは専門分野によって事情がかなり異なることなどにも配慮し、次のように改めることを提案したい。すなわち、“学生定員は、大学院における教育、研究指導を適切に行ないうるよう、教職員組織、施設設備、学生研究費その他を総合的に考慮し、専門分野の違いにも配慮して定め、現実の学生数は弾力的にきめるようにする。”

3. 学部、附置研究所等との関係

「報告」で『学部段階の組織（学部、学科）と大学院の組織（研究科、専攻）を対応させることは必ずしも必要とせず、教育、研究指導の目的内容に応じて編成することができる。』としているのは、概ね妥当なものと考ええる。

その説明にもあるように、学問領域の拡大、深化に伴い、専門分野によっては、従来の組織が必ずしもふさわしくない場合も生じていることからすれば、この案は適切なものと考えられるが、さらに一歩前進して、とにかく閉鎖的になりがちな学部、附置研究所等部局の枠をこえて大学院組織の編成ができれば、構成各部局の教育、研究活動を刺激、活発化するうえで積極的な意味をもつものと考えてるので、この点も本文中に明記することを提案したい。すなわち、

“大学院の組織（研究科、専攻）は、学部段階の組織（学部、学科）と必ずしも対応させることを必要とせず、教育、研究指導の目的内容に応じて、学部、附置研究所その他の教育研究施設にまたがって編成することができる。”

なお、まえに述べたように、われわれはすべての大学に博士課程までの大学院をおくことを主張するものであるが、大学院のおきかたは上に述べ

たように弾力的に考えるべきである。それとともに、学部などのおかれて
いる条件の整備充実も行なつて、大学院の設置が目的内容に応じて自由に
考え得るための基盤を堅実なものにすることが必要であるとする。

4. 独立大学院

「報告」では『大学院のみを設置するいわゆる独立大学院の設置が可能
となるよう考慮する。』としているが、説明文に述べているような点を考
えれば、この種の大学院設置の道を開くことは適切と考える。この場合、
従来の大学院組織の充実、あるいは、他学部、附置研究所等を含めるよう
な大学院組織の改善に較べ、共同利用研究所が独自で大学院教育を実施す
るに足る総合性を持ちうるかという問題、あるいは、連合大学院の構成、
管理運営方法など、大学院の本質にかかわる重要問題が含まれていること
を認識し、慎重にかつ積極的に措置すべきである。

Ⅲ 教 員 組 織

- ① 「報告」では、『大学院には、教育研究指導に必要な教員組織を置くこと
とし、学部・研究所等の教員・大学院の専任教員がこれに当たる。』として
いる。

大学院の充実をはかるために、大学全体の円滑な管理運営を妨げない方
法によつて専任教員を置き得ることは適切である。しかし、現在でも学科
目制教員と講座制教員間の格差是正等に苦慮している大学が少なくないこ
とからみて、大学院だけでなく、学部との関連で検討すべき点がある。

われわれは、総説(4)で述べた線に従つてまず修士課程を置くことによつ
て学科目制を解消するとともに大学院の専任教員を置くことにより大学院
が円滑に運用されるものとするので、この趣旨の検討を要望するもので

ある。

- ② 「報告」では、『大学院には、次の資格を有する教員を必要数置かなければならない。

ア、博士課程にあつては、次の各号の一に該当し、かつその担当する専門分野に関し、きわめて高度の教育研究上の指導能力があると認められるものとする。

（ケ）博士の学位を有し、研究上の業績が顕著なもの

（イ）研究上の業績が前記（ケ）に準ずると認められるもの

イ、修士課程にあつては、次の各号の一に該当し、かつその担当する専門分野に関し、高度の教育研究上の指導能力があると認められるものとする。

（ケ）博士の学位を有し、研究上の業績を有するもの

（イ）研究上の業績が前記（ケ）に準ずると認められるもの

（ウ）特定の専門分野について高度の技術・技能を有するもの』としている。

以上のうち、博士課程と修士課程のそれぞれについて、「研究上の顕著な業績」と「研究上の業績」、また「きわめて高度の教育研究上の指導能力」と「高度の教育研究上の指導能力」を区別しているが、運用の場合に不明確になるおそれがある。

修士課程の（ウ）の項については、修士課程の目的・性格からみて、主に実技的指導能力が重視される特定の専門領域に適用されるものと考え、その趣旨を明確にすべきである。

IV 管理運営組織

① 「報告」では、『研究科に当該研究科に関する重要事項を審議するため、教授会または委員会を置くものとする。』としている。教授会をおくことが「説明」の趣旨であれば、これには異議はない。

② 「報告」では、『大学院を置く大学は、大学院に関する事務を処理するため、適当な事務組織を設けるものとする。』としている。

大学院の事務は、量質ともに飛躍的に増大しているので、適正かつ能率的な事務機構を確立する必要がある。「報告」の趣旨を実現するためには充分の予算措置が必要である。

V 施設設備

「報告」では、『大学院には、その組織および規模に応じ、必要な種類および数の施設・設備を備えるものとする。』としている。

大学院は従来学部の上部組織として規定されており、教育研究上の施設設備は一般に極めて不十分な状態にあるので、拡充とともに更新する必要がある。この機会に施設設備の点で問題の多い学部との共有部分を考慮した基準面積・設備内容等に関する基本的考え方を明確にして、内容を示す具体的な基準と予算措置を講ずることを明記すべきである。

VI 学位制度

1. 学位の種類および意義

①の学位の種類と、②の博士の学位については異議はない。

③『修士の学位は一定の課程を修了したとの証明という性格とするものとする。』としているが、これは学部卒業の「学士」と同等の内容のもので

ある。したがって、“一定の課程を終了し、専攻分野に関する学識と研究能力を備えていることの証明という性格のものとする”と修正することを提案したい。

2. 学位授与の要件等

- ① 「報告」にある学位授与の要件は、われわれが先に述べた提案を前提にすると、『3年以上在学して、30単位以上を修得した上で』を「5年以上在学して、50単位以上を修得した上で」と改めることになる。
- ② 「報告」の“論文博士”を存続させ、その水準は“課程博士”と同等のものとするのは妥当なものとする。しかし、その趣旨を明確にするためには、現行の“論文博士”の表現の方が適切であり、次のように修正することを提案する。すなわち、“博士の学位は、大学院の課程を経ない者または修了しない者についても、大学院において博士課程を経て学位を授与される者と同等以上の内容を有する論文を提出し、かつ専門分野に関し、同様の学識を有することが確認された者にも授与する”。

なお、まえに述べたように、この規定を適用すれば、博士課程に在学中の者に対しても博士の学位を授与することができるので、博士課程の「修業年限3年」は削除できる。

- ③ 修士の学位については概ね妥当なものと考えられる。しかし、修士年限1年の修士課程に関連する「報告」中の（ ）の内容はⅠ－3－(2)の提案により、削除すべきである。また「説明」によれば、「報告」にある学位論文は「必ずしも学位論文授与の要件としない」とあるのは「学識と研究能力の認定」も修士の学位授与の要件と考えるので、原則として学位論文が必要であり、関連の「説明」を削除すべきである。
- ④ 「報告」では、学位論文審査に際し、学内の他研究科所属の教員や学

外者を含めることができるとしている。これは概ね妥当なものと考え
るが、当該研究科の責任において学位審査が行なわれることを明記すべ
きである。

3. 博士・修士の種類

- ① 「報告」では、『総括的な博士の種類として「学術博士（仮称）」を
設け、当該大学院（研究科）の判断により、「学術博士」と現行の種類
のいずれかを授与することができるものとする。』としている。

これは新しい提案であるが、にわかに賛意を表しがたい。昨年の中間
案（４７．３．１１）にみられた「研究士」の試案、「報告」の博士の学位に
対する性格の規定、学術博士を設定した「報告」の「説明」等から推測
する限りにおいて、次の疑義をいただくものである。

第一に、既存の学位をそのままにして、今後新設されるすべての学位
を総括した「学術博士」だけとする根拠が明らかでない。また名称も適
切でない。

第二に、「学術博士」の性格や認定の基準が「報告」の表現のように
不明確なものであれば、既存の学位に比して水準の低下した学位として
運用されるおそれがある。

第三に、同一研究科の判断によって「学術博士」と既存の博士のいず
れかを認定することは、運用上混乱をきたすおそれがある。

われわれは、大学院制度改善の一環として「学術博士」を提案した趣
旨は一応了解できるが、例えば基本の学位を「学術博士」とし、特殊な
学位に専攻名をつけるなど、学位制度全般にわたる根本的な検討を経て、
各大学が適切に運営し得る基準とし示されることを要望するものである。

- ② 「報告」では、『修士の学位については専門的職業との結びつき等を

考慮し、必要に応じて設けるものとする。』としているが、「専門的職業との結びつき」は修士の学位に対するわれわれの見解により、「専門的領域を考慮し」と修正するよう提案する。

4. 学位授与報告手続き等の簡素化

「報告」によれば、『博士の学位授与手続等を簡素化する』としているのは、妥当なものとする。

付記 学生の処遇等

大学院における学生の地位の特殊性と重要性を認識し、「付記」ながら学生の処遇等に言及していることは評価できるが、昨年の中間案（47.3.11）のように、これを付記でなく本文の項目とし、奨学制度の改善、ティーチングアシスタント・リサーチアシスタントの制度、「ポストドクトラル」研究者の処遇等、委員会で検討したものについて明記し、実現の方向を示すよう要望するものである。

なお各大学等から指摘されているものには、学生研究費、研究旅費、野外研究経費の新設、奨励研究生の増員等があるので、これらについても検討すべきである。